

別記第6号様式（第13条関係）

一般廃棄物処理業許可証

許可第5-16号

令和5年4月26日

住所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23

氏名 有限会社 健勝 重建

代表取締役 相澤 政則 様

鹿追町長 喜井 知 己



令和5年4月20日付をもって申請のあった一般廃棄物処理業について、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集運搬・中間処理・最終処分の別	中間処理
	取扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木） すき取物（ボサ） 抜根物
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社 健勝重建
許可期間		令和5年5月9日～令和7年5月8日
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		鹿追町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社 健勝重建
	その他	交通法規を遵守し、又地域住民生活の支障をきたすことのないよう努めること